

はしがき

本書は、大学ではじめて体系的に憲法を学ぶ学生や一般教養として憲法を学ぶようとする人に、憲法学の全体像をわかりやすく説明するために書かれた概説書である。その意味においては、本書によって憲法学が「一応」わかったといえればその目的を達したといえるのではあるが、さらに学生の発展的な勉強を期待するものでもある。

憲法に限らず勉強方法に悩む学生が少なからずいる。学生の個性の問題はあるが、平易で少し薄めの本を何回か読んで、全体像をつかんでおくのが良いとよくいわれる。本書の目的の1つはそのような初学者の勉強の道具として活用されることにある。いきなり高い山に登るのは大変であるし危険を伴うものでもある。ほんの少し高い山に何回か登ってトレーニングを重ねることが、やがてはとんでもなく高い山への登頂を可能にするのである。

近年においては、テロに対する正義の実現とか危険社会論を背景にする人権擁護の美名の下で、「国家権力」の意味が変化したかのような立法がなされているように感じることが多い。また、憲法には権利と共に義務をもバランスよく規定すべきであるという、およそ立憲主義とはかけ離れた憲法理解をする意見も学生の中には散見される。このような状況の下で、本書においては、上述のような概説書としての意味の他に、その底辺には大きさにいえば「国家権力」にどう対峙すべきか、つまりは自己的人権をどう守るのかという根本的な問いがある。憲法を学ぶということは結局その問いに向き合うことである。学生諸氏にはその問いに是非とも向き合っていただきたいと思う。

本書も入門書である以上、わかりやすい内容にする努力は惜しまなかった。しかし、テレビを観るように憲法を理解することはできない（ある意味ではそれは理想かもしれないが）。わかりやすく説明しても本質的に難解な問題は難解である。少しおかしな言い方になるが、学生諸氏の協力（勉強）がなければわかりやすく説明することはできない。太鼓はバチがなければ鳴らないものであるが、バチが鳴っているものではないのである。読者が本書を踏み台として憲法

への興味・関心をもち、国家や人権への理解を深められるなら著者としては望外の幸せである。

本書においては、概説書ないしは教科書としての性格上、個々の学説等についての注記は控えていただいた。巻末に参考文献として掲げたものもごく一部にしすぎない。本書はそれらの研究業績や、様々な学問的刺激や示唆をいただいた諸先生方の学思なくして出版されることはなかったであろう。したがって、注記の省略についてはただただご海容をお願いするのみである。

なお、本文中で挙げる判例の出典については、通例の略語表記を用いた。

最後に、本書の出版にあたっては、法律文化社の畑光氏および上田哲平氏をはじめ多くの方々のお世話になった。特に、畑光氏の出版にかける情熱と粘り強さがなければ本書は到底完成しなかったであろう。これらの方々には厚くお礼申し上げる次第である。

2012年3月

尾崎利生
鈴木 晃